

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、平成 19 年には国の自殺総合対策大綱が閣議決定されました。法および大綱に基づき、国や地方自治体は、自殺対策を進めてきました。練馬区でも、従来から行っていた相談事業等に加え、平成 19 年度からゲートキーパー養成研修を実施するなど、自殺を防止するための人材育成や普及啓発に取り組んできました。

自殺対策基本法施行から 10 年目にあたる平成 28 年 3 月に、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を一層総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法を改正しました。この改正により、すべての都道府県および区市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。平成 29 年には、法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえて自殺総合対策大綱の抜本的見直しが行われました。

これらを受けて東京都では、平成 30 年 6 月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しています。

「練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～」(素案)は、国が定めた自殺総合対策大綱、東京都自殺総合対策計画および練馬区の実情等を勘案して作成したものです。

作成にあたっては、学識経験者や区内の医療・保健・福祉・教育等の関係団体・関係機関等で構成する練馬区自殺対策推進会議における議論を踏まえ、庁内の関係部署で構成する練馬区自殺対策検討委員会において検討を進めました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条に基づく区の自殺対策計画です。

また、現在検討を進めている新しい「みどりの風吹くまちビジョン」や来年度策定する予定の健康づくり総合計画をはじめ、福祉や教育など関連する分野の計画等と整合を図ります。

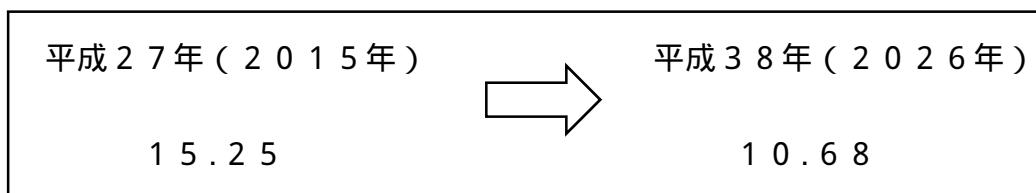
3 計画の期間

計画の期間は、当面、平成 31 年度から 35 年度までの 5 年間とします。

自殺総合対策大綱の改正や社会状況の変化等を勘案して、適宜見直しを行います。

4 計画の数値目標

国が定めた自殺総合対策大綱では、平成38年(2026年)までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。これを踏まえ、区でも、平成27年(2015年)の自殺死亡率15.25を、平成38年(2026年)までに30%程度減少させることを目指します。



自殺者数についても、30%程度減少させることを目指します。

